

山梨県中山間地域活性化資金利子補給要綱

平成21年1月26日改正金利

(趣旨)

第1条 知事は、地域等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な中山間地域において、地域の特性に応じた農林漁業の健全な発展を図るため、系統等民間資金を原資とする中山間地域活性化資金の円滑な融通のためのガイドライン(平成17年4月1日付け16農振第2295号農林水産省農村振興局長)に基づき、中山間地域において生産される農林畜水産物(以下「中山間地域農林畜産物」という。)の加工の増進及び流通の合理化、中山間地域に存在する農地、森林その他の農林漁業資源の総合的な利用の促進並びに中山間地域における農林漁業の担い手の生活環境の整備に必要な資金であって、農業協同組合等系統金融機関をはじめとする民間金融機関が貸し付けるものに対し、利子補給の措置を講じ、その取扱については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)に規定するものほか、この要綱の定めるところによるものとし、もって、中山間地域の農林漁業の総合的な振興を図り、地域の活性化に資する。

(定義)

第2条 この要綱において「中山間地域」とは、株式会社日本政策金融公庫法(昭和19年法律第57号)別表第1の第11号に基づき、農林水産大臣及び大蔵大臣の指定する地域(別表)をいう。

2 この要綱において「中山間地域活性化資金」とは、中山間地域の活性化を図るため、この要綱の第3条の規定に基づき融通される資金をいい、その資金の種類及び用途は、次のとおりとする。

(1) 加工流通施設整備資金

中山間地域農林畜水産物を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は中山間地域農林畜水産物若しくはその加工品の販売の事業であって、製造、加工若しくはその加工品の品質の維持改善(以下「施設の高度化等」という。)に必要な施設の整備が行われることにより、中山間地域農林畜水産物の加工の増進又は流通の合理化が図られ、中山間地域の農林漁業の振興に資するものについて、施設の高度化等に必要な施設の整備に必要な長期かつ低利の資金

(2) 保健機能増進施設整備資金

中山間地域内において、農地、森林その他の農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設(観光農園施設、観光牧場施設、森林レクリエーション施設、観光漁業施設、海浜等環境活用施設、遊漁船等利用施設、昆虫等養繁殖施設、自然景観保全施設、農林水産物直売施設、特産民芸品加工施設、屋内外調理施設、民宿施設、農林漁業資料展示施設、自然生態観察施設、総合案内所、駐車場、便所、更衣施設、休養施設、管理施設、ごみ焼却施設及びこれに準ずる施設をいう。)であって、農林漁業の振興に資するものの整備に必要な長期かつ低利の資金

(3) 生活環境施設整備資金

中山間地域における生活環境の改善に必要な施設(農山漁村情報処理、通信施設、農山漁村給排水施設、研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、ガス供給施設、休養施設、廃棄物処理施設、融雪・除雪施設、農林漁業者健康増進施設、生活安全保護施設、集落道、地域交流施設、老人福祉施設、有料老人ホーム及びこれに準ずる施設をいう。)であって、農林漁業者定住化に資するものの整備に必要な長期かつ低利の資金

(中山間地域活性化資金の融通)

第3条 中山間地域活性化資金の貸付対象者、融資機関及び貸付条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 貸付対象者

ア 加工流通施設整備資金

中山間地域農林畜水産物を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は中山間地域農林畜水産物若しくはその加工品の販売の事業を営む者

イ 保健機能増進施設整備資金

中山間地域内において、農地、森林その他の農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設を設置する者

ウ 生活環境施設整備資金

農林漁業者若しくはその組織する団体又はこれらの者若しくは地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっているか又は基本財産の額の過半を拠出している団体（以下「第3セクター」という。）であって、中山間地域における生活環境の改善に必要な施設を設置する者

(2) 融資機関

中山間地域活性化資金の融資機関（以下「融資機関」という。）は、次に掲げるものとする。

ア 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第1号の事業を行う農業協同組合

イ 農業協同組合法第10条第1項第1号及び第2号の事業を併せて行う農業協同組合連合会

ウ 農林中央金庫

エ 銀行、信用金庫及び信用組合

(3) 貸付条件

ア 貸付金の限度

融資率 80%

イ 償還期限

資金の種類	償還期限（うち据置期間）
加工流通施設整備資金	15年以内（3年以内）
保健機能増進施設整備資金	15年以内（3年以内）
生活環境施設整備資金	25年以内（8年以内）

ウ 貸付利率

（ア）加工流通施設整備資金及び保健機能増進施設整備資金の貸付利率は、次の表のとおりとする。

資金種類	加工流通施設整備資金		
	貸付対象者	A	
貸付金のうち2億7		貸付金のうち2億	

償還期限	千万円までの部分	7千万円を超える部分	
6年以内	年 1.40 %以内	年 1.65 %以内	年 1.90 %以内
6年を超え7年以内	年 1.40 %以内	年 1.65 %以内	年 1.90 %以内
7年を超え8年以内	年 1.40 %以内	年 1.65 %以内	年 1.90 %以内
8年を超え9年以内	年 1.40 %以内	年 1.65 %以内	年 1.90 %以内
9年を超え10年以内	年 1.40 %以内	年 1.65 %以内	年 1.90 %以内
10年を超え11年以内	年 1.40 %以内	年 1.65 %以内	年 1.90 %以内
11年を超え12年以内	年 1.50 %以内	年 1.75 %以内	年 2.00 %以内
12年を超え13年以内	年 1.60 %以内	年 1.85 %以内	年 2.10 %以内
13年を超え14年以内	年 1.60 %以内	年 1.85 %以内	年 2.10 %以内
14年を超え15年以内	年 1.70 %以内	年 1.95 %以内	年 2.20 %以内
資金種類	保健機能増進施設整備資金		
貸付対象者	A		B
償還期限	貸付金のうち2億7千万円までの部分	貸付金のうち2億7千万円を超える部分	
6年以内	年 1.15 %以内	年 1.40 %以内	年 1.65 %以内
6年を超え7年以内	年 1.15 %以内	年 1.40 %以内	年 1.65 %以内
7年を超え8年以内	年 1.15 %以内	年 1.40 %以内	年 1.65 %以内
8年を超え9年以内	年 1.15 %以内	年 1.40 %以内	年 1.65 %以内
9年を超え10年以内	年 1.15 %以内	年 1.40 %以内	年 1.65 %以内
10年を超え11年以内	年 1.15 %以内	年 1.40 %以内	年 1.65 %以内
11年を超え12年以内	年 1.25 %以内	年 1.50 %以内	年 1.75 %以内
12年を超え13年以内	年 1.35 %以内	年 1.60 %以内	年 1.85 %以内
13年を超え14年以内	年 1.35 %以内	年 1.60 %以内	年 1.85 %以内
14年を超え15年以内	年 1.45 %以内	年 1.60 %以内	年 1.95 %以内

(注) Aとは、Bに掲げる会社以外の者をいう。(以下同じ。)

Bとは、資本金の額又は出資の総額が1億円(小売業又はサービス業を主たる事業とする場合は1千万円、卸売業を主たる事業とする場合は3千万円)を超え、かつ、その常時使用する従業員の数が300人(小売業又はサービス業を主たる事業とする場合は50人、卸売業を主たる事業とする場合100人)を超える会社をいう。(以下同じ)

(イ) 生活環境施設整備資金の貸付利率は、次のとおりとする。

a 貸付対象者が農林漁業者の場合

(a) 農業協同組合 年 1.60 %以内

(b) 上記(a)以外の金融機関 年 1.60 %以内

b 貸付対象者が農業協同組合等である場合

(a) 農業協同組合 年 1.60 %以内

(b) 上記(a)以外の金融機関 年1.60%以内

(注) 農業協同組合等とは、農業協同組合その他の農林漁業者の組織する団体又は第3セクターをいう。(以下同じ)

(利子補給率)

第4条 中山間地域活性化資金の利子補給率は、次に掲げるとおりとする。

(1) 加工流通施設整備資金及び保健機能増進施設整備資金の利子補給率は、次の表のとおりとする。

ア 融資機関が第3条の(2)のAに掲げるものである場合の利子補給は次のとおりとする。

資金種類	加工流通施設整備資金		
	A		B
	貸付金のうち2億7千万円までの部分	貸付金のうち2億7千万円を超える部分	
償還期限			
6年以内	年1.45%以内	年1.20%以内	年0.95%以内
6年を超え7年以内	年1.45%以内	年1.20%以内	年0.95%以内
7年を超え8年以内	年1.45%以内	年1.20%以内	年0.95%以内
8年を超え9年以内	年1.45%以内	年1.20%以内	年0.95%以内
9年を超え10年以内	年1.45%以内	年1.20%以内	年0.95%以内
10年を超え11年以内	年1.45%以内	年1.20%以内	年0.95%以内
11年を超え12年以内	年1.35%以内	年1.10%以内	年0.85%以内
12年を超え13年以内	年1.25%以内	年1.00%以内	年0.75%以内
13年を超え14年以内	年1.25%以内	年1.00%以内	年0.65%以内
14年を超え15年以内	年1.15%以内	年0.90%以内	年0.65%以内
資金種類	保健機能増進施設整備資金		
	A		B
	貸付金のうち2億7千万円までの部分	貸付金のうち2億7千万円を超える部分	
償還期限			
6年以内	年1.70%以内	年1.45%以内	年1.20%以内
6年を超え7年以内	年1.70%以内	年1.45%以内	年1.20%以内
7年を超え8年以内	年1.70%以内	年1.45%以内	年1.20%以内
8年を超え9年以内	年1.70%以内	年1.45%以内	年1.20%以内
9年を超え10年以内	年1.70%以内	年1.45%以内	年1.20%以内
10年を超え11年以内	年1.70%以内	年1.45%以内	年1.20%以内
11年を超え12年以内	年1.60%以内	年1.35%以内	年1.10%以内
12年を超え13年以内	年1.50%以内	年1.25%以内	年1.00%以内

13年を超え14年以内	年1.50%以内	年1.25%以内	年1.00%以内
14年を超え15年以内	年1.40%以内	年1.25%以内	年1.00%以内

イ 融資機関が上記ア以外のものである場合の利子補給率は次の表のとおりとする。

資金種類	加工流通施設整備資金		
	A		B
	貸付金のうち2億7千万円までの部分	貸付金のうち2億7千万円を超える部分	
償還期限			
6年以内	年0.85%以内	年0.60%以内	-
6年を超え7年以内	年0.85%以内	年0.60%以内	-
7年を超え8年以内	年0.85%以内	年0.60%以内	-
8年を超え9年以内	年0.85%以内	年0.60%以内	-
9年を超え10年以内	年0.85%以内	年0.60%以内	-
10年を超え11年以内	年0.85%以内	年0.60%以内	-
11年を超え12年以内	年0.75%以内	年0.50%以内	-
12年を超え13年以内	年0.65%以内	年0.40%以内	-
13年を超え14年以内	年0.65%以内	年0.40%以内	-
14年を超え15年以内	年0.65%以内	年0.40%以内	-
資金種類	保健機能増進施設整備資金		
	A		B
	貸付金のうち2億7千万円までの部分	貸付金のうち2億7千万円を超える部分	
償還期限			
6年以内	年1.10%以内	年0.85%以内	年0.60%以内
6年を超え7年以内	年1.10%以内	年0.85%以内	年0.60%以内
7年を超え8年以内	年1.10%以内	年0.85%以内	年0.60%以内
8年を超え9年以内	年1.10%以内	年0.85%以内	年0.60%以内
9年を超え10年以内	年1.10%以内	年0.85%以内	年0.60%以内
10年を超え11年以内	年1.10%以内	年0.85%以内	年0.60%以内
11年を超え12年以内	年1.00%以内	年0.75%以内	年0.50%以内
12年を超え13年以内	年0.90%以内	年0.65%以内	年0.40%以内
13年を超え14年以内	年0.90%以内	年0.65%以内	年0.40%以内
14年を超え15年以内	年0.90%以内	年0.65%以内	年0.40%以内

(2) 生活環境施設整備資金の利子補給率は、次のとおりとする。

a 貸付対象者が農林漁業者の場合

- (a) 農業協同組合 年 1 . 2 5 % 以内
- (b) 上記 (a) 以外の金融機関 年 0 . 6 5 % 以内
- b 貸付対象者が農業協同組合等である場合
- (a) 農業協同組合 年 1 . 2 5 % 以内
- (b) 上記 (a) 以外の金融機関 年 0 . 6 5 % 以内

(約定償還方法)

第 5 条 中山間地域活性化資金の償還方法は、毎年元本均等割賦償還とし、最低単位は千円とする。この場合において端数が生じたときは、第 1 回の償還額で調整するものとする。

2 約定償還は、毎年 1 回とする。

(約定外償還の報告)

第 6 条 融資機関は、中山間地域活性化資金の借入者から当該資金の全部又は一部の繰上償還があった場合は、遅滞なく知事に報告するものとする。

(中山間地域活性化資金の借入手続等)

第 7 条 中山間地域活性化資金の借入手続は、次により行うこととする。

- (1) 借入希望者は、借入申込書 (第 1 号様式) に事業計画書及び見積書等関係書類を添付して、融資機関に提出するものとする。
- (2) 融資機関は、保健機能増進施設整備資金 (農業資源に係るものに限る) 及び生活環境施設整備資金の貸付に当たっては、(3) の事項につき、市町村長及び必要に応じて農業協同組合、漁業協同組合等関係農林漁業団体の長から意見書 (第 5 号様式) を求めたうえ、中山間地域活性化資金利子補給承認申請書 (第 6 号様式) を作成し、これに借入申込書の写し及び保健機能増進施設整備資金 (農林漁業資源に係るもの) の貸付に当たっては、(3) の事項につき、必要に応じて農業協同組合、漁業協同組合等その他の関係農林漁業団体の長から意見書を求めたうえ、利子補給承認申込書を作成し、これに借入申込書の写し及び事業計画書 (第 2 号様式又は第 3 号様式) の写しを添付し、知事に提出するものとする。
- (3) 知事は、次の事項を充分勘案のうえ内容を審査し、利子補給の諾否の決定を行い、中山間地域活性化資金利子補給承諾書 (第 7 号様式) により当該融資機関に通知する。

ア 加工流通施設整備資金

資金の貸付に係る事業計画が次の (ア) (イ) 及び (ウ) に該当するものであること。

- (ア) 借入申込者が中山間地域の農林漁業者と 1 年以上の安定的な取引契約、業務提携契約等を締結していること。
- (イ) 借入申込書が次のいずれかに該当していること。ただし、下記基準に該当しない場合であっても、施設の高度化等を行うことにより、中山間地域農林畜水産物の契約生産面積、契約農林漁業者数又は契約農林漁業者の販売収入等の増加が相当程度見込まれ、中山間地域の農林漁業の振興に特に資するものと認められるときは、下記に準じて取り扱うことができる。
 - a 借入申込書が中山間地域農林畜水産物又はその加工品を従前から取り扱っていい場合は、施設の高度化等を行うことにより、当該中山間地域農林畜水産物若しくはその加工品の使用量又は販売量が、事業実施後 5 年以内に概ね 2 0 % 以上増加することが確実に見込まれること。
 - b 借入申込者が中山間地域農林畜水産物又はその加工品を新規に取り扱う場合は、3 年以上の農林漁業者との 1 年以上の安定的な取引契約、業務提携契約等により、当該中山間地域農林畜水産物若しくはその加工品の使用量又は販売量

が、最初の使用又は販売後5年以内に概ね20%以上増加することが確実に認められること。

(ウ) 当該事業計画が中山間地域の農林漁業の現状、今後の見通し等から見て、中山間地域の農林漁業の振興に資するものであり、国、県の生産調整等との調和の取れたものであること。

イ 保健機能増進施設整備資金

資金の貸付に係る事業計画が次の(ア)及び(イ)に該当するものであること。

(ア) 借入申込者が、自ら農林漁業者、その組織する団体若しくは第3セクターであるか又はこれらの者と農林漁業資源の利用契約等を締結している者であることにより、中山間地域の農林漁業資源の総合的利用が図られると見込まれること。

(イ) 当該事業計画が、当該中山間地域の農林漁業資源の利用計画等と調和の取れたものであること。

ウ 生活環境施設整備資金

資金の貸付に係る事業計画が次の(ア)及び(イ)に該当するものであること。

(ア) 当該事業計画が、当該中山間地域の農林漁業資源の利用計画等と調和の取れたものであること。

(イ) 借入申込者が第3セクターの場合には、当該第3セクターの償還計画、償還財源及び生活環境施設の管理、運営方法が妥当なものと見込まれること。この場合において、当該貸付対象となる生活環境施設は、最終的に地方公共団体に移管することを想定するものでないこと。

(4) 融資機関は、(3)の決定に基づき貸付の決定を行い、貸付を実行したときは、中山間地域活性化資金貸付実行報告書(第8号様式)により、その旨を県に報告するものとする。

(事業完了の確認)

第8条 融資機関は、中山間地域活性化資金の借入者から、当該資金に係る施設の改良、造成又は取得完了後直ちに中山間地域活性化資金事業完了届(第9号様式)を提出させ、現地調査等により貸付対象事業の完了状況を確認のうえ、事業の実施を証する書類と共に編纂し、利子補給金の支払終了後5年間保存するものとする。

(加工流通施設整備資金の実績報告)

第9条 融資機関は、加工流通施設整備資金の借入者から施設導入後5年目に中山間地域農林畜水産物等使用販売実績報告書(第10号様式。以下「使用販売実績報告書」という。)を提出させ、使用量又は販売量が事業実施後5年以内に概ね20%以上増加したかを確認するものとする。この場合において、概ね20%以上増加していないときは、その理由を明らかにするものとする。

2 融資機関は、前項の規定による使用販売実績報告書の提出があったときは、遅滞なく、その写しを知事に提出するものとする。

(利子補給契約)

第10条 融資機関は、中山間地域活性化資金として融資することにより、県から当該融資に対する利子補給を受けようとする場合は、利子補給契約書(第11号様式)により、知事との間に利子補給の契約を締結しなければならない。この場合において、県は、中山間地域活性化資金の融資対象者、融資対象事業の性格及び規模並びに融資機関の貸付体制、貸付条件及び取引実績を勘案のうえ、契約の相手方となる融資機関を選定するものとする。

(利子補給金の額)

第11条 この要綱の規定により交付する利子補給金の額は、毎年1月1日から6月30

日まで及び7月1日から12月31日までの各期間における中山間地域活性化資金につき、第4条に規定する利子補給率ごとに算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和を当該期間の属する年の年間の日数で除して得た金額とする。）に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

2 前項の年当たりの日数は、閏年の日を含む期間についても365日とする。

（利子補給金の請求）

第12条 融資機関の知事に対する利子補給金の請求は、中山間地域活性化資金利子補給金交付請求書（第12号様式。以下「交付請求書」という。）により、前条第1項の規定による各期末の翌月中に行わなければならない。

（利子補給金の支払い等）

第13条 知事は、前条の規定による交付金請求書を受理した場合において、その請求が適当であると認めるときは、利子補給金の交付決定を行い、当該請求書を受理した日の属する月の翌月中にこれを支払うものとする。

（利子補給金の打ち切り等）

第14条 知事は、県の利子補給に係る中山間地域活性化資金を借り入れた者が、その借入金をも目的以外の目的に使用したときは、融資機関に対する利子補給金を打ち切ることができるものとする。

2 知事は、融資機関の責に帰すべき事由により融資機関がこの要綱又はこの要綱に基づく契約の条項に違反したときは、融資機関に対する利子補給金を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

（報告の徴収等）

第15条 融資機関は、知事が中山間地域活性化資金の適正な運用を確保するため、当該融資に関し報告を求め場合、又はその職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

附 則

平成3年10月1日 施行

平成17年4月1日 改正

平成20年10月1日 一部改正